

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を終了したについて通知がありました。

平成二十七年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

二 測量の地域 桜井市

三 測量の終了年月日 平成二十七年二月二十日